## 嵐山町各交流センターの予約による使用申請の受付について

令和6年4月分の事前予約より、3か月に一度の申請に変更となります。

## 【令和6年 4月~ 6月の3か月分】

1 予約の申請期間 (町内登録団体)	申請期間:令和6年2月20日(火)から2月26日(月)まで
	対象期間:4~6月の3か月間
	受付:あらかじめ利用登録している <b>町内登録団体</b> について、
	使用申請の予約を受け付けます。
	上 限: <u>1団体につき1か月間に小・中会議室は8回まで、大会</u>
	<b>議室・調理実習室は4回まで</b> を上限とします。
2 申請状況の掲示 重複申請の抽選	日 時:令和6年3月1日(金)午前9時00分から
	※事務室前に申請状況を掲示します。
	手 続 き:申請に重複の無い団体は、窓口にて「使用許可書」を交
	付します(使用料は、利用当日に窓口にて納入手続きを
	していただきます)。
	事前申請の重複した団体は、午前9時10分より抽選を
	行います。
	※当日の抽選に出席されない団体は、申請無効とします。
	なお、抽選終了後ただちに結果を発表します。当選団体
	は「使用許可書」を交付します。その際に、使用料の納
	入手続きをしていただきます。
	手 続 き:上記2の抽選終了後、落選団体の再申込みを開始します。
3 再申込み	別の日や他の部屋を希望の場合、「くじ」により申請順
	を決めて、その順番で申請を行います。
	日 時:令和6年3月2日(土)午前9時00分から
	対象期間: 町外登録団体 4~6月の3か月間
	未登録団体 4月の1か月間
4 通常申込み	受 付:利用登録している <u>町外登録団体</u> と <b>未登録の一般団体</b> の
(町外登録団体・	申込みを開始します( <u>個人での予約申請はできません</u> )。
未登録団体)	ただし <u>1団体につき1か月間に小・中会議室は4回まで</u>
	<b>大会議室・調理実習室は2回まで</b> を上限とします。
	備 考:未登録団体の5月分、6月分の予約については、 <u>前月の</u>
	1日から受付いたします。
	追加申請: <b>毎月1日以降</b> 、月末日までは空き状況に応じてその月の
5 追加申請・	追加申請: <u>毎月「日以降</u> 、月末日までは至さ状況に応じてその月の「 追加申請が可能となります(回 <b>数制限なし、ただし連続</b> 」
予約制限	<u>して使用できる期間は3日間まで</u> )。